法律の現場から 77

急げ！保全処分！

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 鈴木 哲郎

「保全処分」というものをご存じでしょうか？たとえば、お金を請求したい相手がいるけれど、その相手が唯一の財産を処分しようとしていたとします。そんな時、将来の回収を確実にするために、その財産を自由に処分できないようにしておこう、という手続が保全処分です（今の例は、保全処分のうち特に「仮差押え」といいます）。

保全処分は、このような差し迫った緊急の場面で行うものですから、時間との戦いです。

また、相手に察知されると防衛手段をとられてしまうことも多いので、秘密裏に行う必要もあります。保全処分の依頼を受けた弁護士には、夜間も休日も関係ありません。しかし、無事に財産の保全を達成した時は、喜びもひとしおです。

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。
☎914-4554（組織担当課）くらしの委員会
■会場 名古屋北法律事務所（地下鉄「平安通」下車すぐ）